

独立行政法人国立美術館職員兼業規則

制定 平成18年3月31日

国立美術館規則第 23 号

[一部改正令和4年4月22日国立美術館規則第9号]

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館職員就業規則第33条の規定に基づき、職員の兼業に関する取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 職員就業規則の適用を受ける職員をいう。
- (2) 兼業 職員が、勤務時間外において、報酬の有無にかかわらず、その職以外の職を兼ね、又はその職務以外の事業若しくは業務に従事することをいう。

(兼業の許可基準)

第3条 職員は、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）の公共的性格を踏まえ、職員と兼業先との間に特別な利害関係又はその発生の恐れがなく、かつ、兼業に従事しても職務の遂行に支障がないと認められる場合で、許可を得たときは、兼業を行うことができる。

- 2 前項の許可は、理事長又は当該職員の所属する館長（以下「各館長」という。）が行う。
- 3 各館長が兼業を行う場合には、理事長の許可を受けなければならない。その場合、次条以下の規定の適用に関しては、各館長を理事長と、職員を各館長とそれぞれ読み替えて、これを適用するものとする。

(兼業の申請手続)

第4条 職員が兼業を行う場合には、第6条に定める兼業の要件を満たすことを事前に確認した上で、兼業許可申請書を各館長に申請しなければならない。

- 2 職員は、前項の申請について、兼業を開始する日の3週間前までに行わなければならない。

(申請の特則)

第5条 前条の規定にかかわらず、職員は、次の各号に掲げる場合には、同条の申請を要しない。

(1) 不動産等賃貸

一 不動産の賃貸が次に該当する場合

- ア 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟未満であること。
- イ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画され

た一の部分の数が10室未満であること。

ウ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件未満であること。

エ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものでないこと。

オ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものでないこと。

二 駐車場の賃貸が次に該当する場合

ア 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場でないこと。

イ 駐車台数が10台未満であること。

三 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額500万円未満である場合

四 一又は二に掲げる不動産又は駐車場の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

(2) 太陽光電気等の販売

販売に係る太陽光発電設備等の定格出力が10キロワット未満であること。

(3) 株式等の個人資産の運用

(兼業の要件)

第6条 職員が兼業を行う場合には、次の各号のすべての要件を満たさなければならない。

(1) 国民の疑惑や不信を招くおそれがないものであること。

(2) 兼業のために、職務の遂行に支障が生ずると認められないこと。

(3) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められないこと

(4) 兼業をすることが国立美術館職員としての信用を傷つけ、又は国立美術館全体の不名誉となる恐れがあると認められないこと。

(5) 兼業に係る業務を行うに際し、国立美術館の業務と誤認又は混同させる等、国立美術館の業務運営に支障を与えるおそれがないこと。

(許可する期間)

第7条 兼業の許可期間は、原則として1年以内とする。ただし、法令に任期の定めがある職につく場合は、4年を限度として、これを許可することができる。

2 前項の規定は、許可を得て兼業の期間を更新することを妨げるものではない。

(時間外の原則)

第8条 兼業は、原則として所定労働時間外に行うものとする。

(例外として認められる所定労働時間内の兼業)

第9条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる兼業で旅費等実費の範囲を超えて対価を受領しないときに限り、兼業先からの依頼状及び本人の承諾書を事前に提出することによって、職務として所定労働時間内に従事する許可を得ることができる。

(1) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人及び公立大学法人の職を兼ねる場合

- (2) 学術研究を目的とする法人等の職を兼ねる場合
- (3) 国立美術館の運営等の支援を目的とする法人等の職を兼ねる場合
- (4) 国立美術館として、組織的、一体的に産学官連携活動や地域社会への貢献に該当すると認められる職を兼ねる場合
- (5) その他、国際交流、育英奨学、産学の連携・協力及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表（第2条関係）に掲げる活動を目的とする法人等の各種委員会等の業務で、著しく公益性が高いと認められる職を兼ねる場合

（兼業時の情報管理）

第10条 職員は、兼業を行う場合、業務上知ることのできた秘密を兼業先その他の国立美術館以外の第三者に漏らしてはならない。

2 職員が外国での兼業を行う場合、職員は自らの責任において輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）その他必要な法令上の手続きをとらなければならない。

3 職員は、兼業先と雇用契約を締結する場合、必要に応じ、当該雇用契約締結時までに兼業先に対して国立美術館における労働条件について通知しなければならない。

（兼業内容の変更の届出）

第11条 兼業の申請を行った職員は、兼業の内容に変更が生じた場合は、速やかに第4条に定める手続きを行わなければならない。

（国立美術館の免責）

第12条 兼業による事故及び災害については、国立美術館は一切の責任を負わない。

（実施規定）

第13条 この規則を実施するに当って必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和18年4月1日から施行する。

（許可等の経過措置）

2 この規則の施行日の前日において、現に国家公務員法（昭和22年法律120号）第103条、第104条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第33条に基づき施行日以降にわたり兼業の許可又は承認を受けている場合は、この規則に定める許可があったものとみなす。無報酬の兼業の同意及び官公庁の審議会委員等の併任の承諾等についても同様とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年5月1日から施行する。

（許可等の経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の独立行政法人国立美術館兼業規則（以下「旧規則」

という)の規定による兼業の許可を得ている場合は、改正後の独立行政法人国立美術館兼業規則の規定による許可があったものとみなす。旧規則の規定による兼業の届出についても同様とする。